

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年 11月 28日

湯河原町長

内藤喜文

### 湯河原町条例第 25号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(湯河原町課等設置条例の一部改正)

第1条 湯河原町課等設置条例（平成27年湯河原町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中 「秘書広報室  
デジタル推進室」 を「秘書広報室」に、「税務収納課」を「  
税務収納課」に、「保健センター  
防災安全課」に、「まちづくり  
こども支援課」を「健康こどもみらい課」に、「まちづくり  
土木課  
課」を「まちづくり課」に改める。  
」

第2条の表デジタル推進室の項を削り、同表地域政策課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項に次の3号を加える。

- (6) 行政デジタル化に関する重要事項及び総合調整に関すること。
- (7) デジタル化の推進に関すること。
- (8) 電子計算事務に関すること。

第2条の表財政課の項に次の2号を加える。

- (3) 工事検査及び物件の検収に関すること。
- (4) 契約に関すること。

第2条の表総務課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同表税務収納課の項の次に次のように加える。

#### 防災安全課

- (1) 防災に関すること。
- (2) 防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 空き家等の対策に関すること。

第2条の表保健センターの項を次のように改める。

#### 健康こどもみらい課

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 地域福祉センター2号館に関すること。

(4) 保育園に関すること。

第2条の表こども支援課の項を削り、同表まちづくり課の項に次の1号を加える。

(5) 道路その他土木に関すること。

第2条の表土木課の項を削る。

(湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「水道課、温泉課及び下水道課」を「上下水道課及び温泉課」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。